

太田市景観計画 概要版

太田市には、丘陵や河川などの自然の景観、住宅地や工業地、商業地などの都市の景観、歴史的建造物や史跡などの歴史・文化景観など、多様な景観があります。

これらの景観を活かし、まちの魅力を高めていくためには、市民と事業者、行政がともに景観づくりに取り組むことが大切です。

そのため、景観法に基づく諸制度を活用するとともに、市民や事業者、行政が協働して良好な景観の保全・形成に取り組むことを目的とし、本市の景観づくりのマスタープランとなる太田市景観計画を策定し、以下の内容をまとめています。

景観づくりの理念 (将来の景観像)

自然、まち、歴史・文化の調和した
愛着と誇りのもてる景観

良好な景観づくり に関する計画

良好な景観づくり に関する方針

- ・11の景観類型別に景観づくりの方針の設定



住宅地景観



工業地景観



商業地景観



みどりの景観



田園景観



歴史・文化景観

良好な景観の形成のための 行為の制限に関する事項

- ・景観に配慮した大規模な建築物等の規制・誘導



屋外広告物に関する 規制・誘導

- ・屋外広告物条例による景観への配慮のための制限



景観重要建造物・樹木の 指定と管理

- ・景観づくりに重要な建造物・樹木の保全・管理



景観重要公共施設の 指定と整備

- ・景観に配慮した公共施設の整備



重点的な景観づくり

- ・景観形成重点地区の指定
- ・ガイドラインの作成

良好な景観づくりの推進

- ・市民・事業者の景観づくりの参画・支援
- ・計画的な景観づくりの推進

本市の景観は、土地利用の特性が表れた景観や地域資源により形成される多様な景観が重層的に関わりつつ形成されています。これらの景観を市民共通の資産として将来にわたり継承するべく、その保全及び形成を図るため、次の「将来の景観像」を掲げ、その実現を目指します。

○ 将来の景観像 ○

自然、まち、歴史・文化の調和した
愛着と誇りのもてる景観

○ 景観づくりの目標 ○

将来の景観像の実現のため、3つの「景観づくりの目標」を設定し、計画的に景観づくりを進めていきます。

目標1：

多様な景観の特性を活かし、調和を図り、だれもが愛着と誇りをもてる景観づくりを進めます。

目標2：

市のシンボルとなっている個性や魅力のある景観資源を活用した景観づくりを進めます。

目標3：

市民、事業者と行政が協力しあい、身近な暮らしの中から景観づくりに取り組んでいけるよう、協働による景観づくりを進めます。

□ 良好な景観づくりに関する計画

1. 良好な景観づくりに関する方針

土地利用の内容や景観資源の分布状況から、本市の景観を11種類の景観類型に整理し、良好な景観づくりを進めるための方針を定めています。

区分	景観類型	良好な景観づくりに関する方針（抜粋）
土地利用	①田園景観	・ 良好な農地、屋敷林、伝統的な家屋からなる、安らぎを感じられる田園景観の保全・形成 ・ 屋外広告物の規制、ごみの不法投棄の防止、耕作放棄地の解消など、田園景観の阻害要因の軽減 
	②住宅地景観	・ みどり豊かで落ち着いた住宅地景観の保全・形成 ・ 生垣の設置や敷地内の緑化 

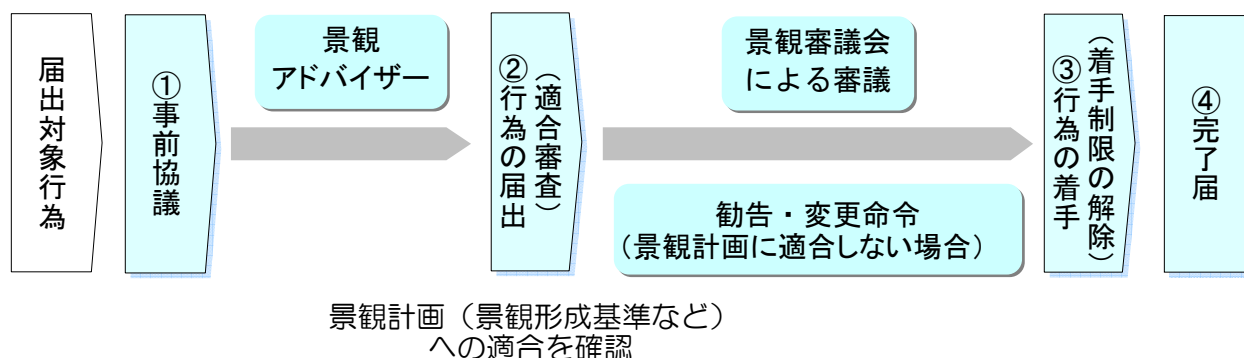
区分	景観類型	良好な景観づくりに関する方針（抜粋）
土地利用	③商業地 景観	・ 太田駅周辺では、安全・安心に配慮した、本市の顔にふさわしい商業地景観の形成 ・ にぎわいの連続性に配慮し、歩行者が歩いて楽しめる商業地景観の形成 
	④工業地 景観	・ 周辺の景観に配慮した、活力ある良好な工業地景観の形成 ・ 敷地周辺部の緑化 
景観資源	⑤みどりの 景観	・ 金山や八王子丘陵などの山林景観の保全 ・ 公園や河川緑地、街路樹など、街なかのみどりの保全や整備・充実 
	⑥水辺 景観	・ 親水性や生態系に配慮した潤いのある水辺景観の保全・形成 ・ 水辺の視点場の保全・整備 
	⑦眺望 景観	・ 見晴らしの良い場所からの、山並みの眺望の確保 ・ 山並みや水辺への眺望、市街地への見晴らしに配慮した、建築物・工作物の規制・誘導 
	⑧沿道・ 沿線 景観	・ 街並みの連続性、住宅地景観、田園景観に配慮した、沿道・沿線景観の形成 ・ 屋外広告物の規制による良好な沿道・沿線景観の形成 
	⑨歴史・ 文化 景観	・ 歴史・文化遺産などの景観資源の保全・活用 ・ 歴史的街並みに配慮した景観の形成 
	⑩暮らし の景観	・ 市民、事業者、行政の協働による景観づくりの推進 ・ 景観に配慮したまちづくり活動に対する支援 
	⑪まつり の景観	・ 伝統芸能やまつりなどの伝統行事の保全・活用 ・ 市の顔となる新たなイベントの創出 

2. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

○ 届出制度による景観づくり ○

景観に大きな影響を与えることになる一定規模以上の大規模な行為を「届出対象行為」として定め、「景観形成基準」に適合するよう規制・誘導を行うことで、良好な景観づくりを進めます。

その手順は、概ね次のとおりです。



○ 届出対象行為 ○

景観への配慮を欠いた建築物・工作物等の建築などの行為が行われた場合、良好な景観の阻害や近隣景観の悪化を招くおそれがあります。そこで、景観を悪化させるおそれのある以下の大規模な行為を届出対象行為としています。

行 為		届出対象
A. 建築物	・ 新築、増築、改築若しくは移転 ・ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替 ・ 色彩の変更 ・ 景観形成基準に適合していない外観の同色による塗装等	高さが 15m または 建築面積 1,000 m ² を超えるもの ※ 小規模な改築・増築等を除く
B. 工作物	・ 新築、増築、改築若しくは移転 ・ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替 ・ 色彩の変更 ・ 景観形成基準に適合していない外観の同色による塗装等	高さ 2m かつ 長さ 50m を超える柵、塀、擁壁等 高さ 15m を超える塔、煙突、高架水槽、柱、記念碑等 高さ 15m または 築造面積 1,000 m ² を超える遊戯施設、貯蔵・処理施設等 ※ 外観の変更を伴わない改築等を除く
C. 開発行為		面積が 1,000 m ² を超えるもの または 規模が 高さ 5m かつ 長さ 10m を超える法面を生ずるもの ※ 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立てまたは干拓を除く）を除く
D. 土地の形質の変更		
E. 物件の堆積		高さ 5m または 面積 500 m ² を超えるもの ※ 見通すことができない場所での堆積または堆積の期間が 90 日を超えないものを除く

○ 景観形成基準 ○

それぞれの届出対象行為ごとに、守るべき「景観形成基準」を定めています。

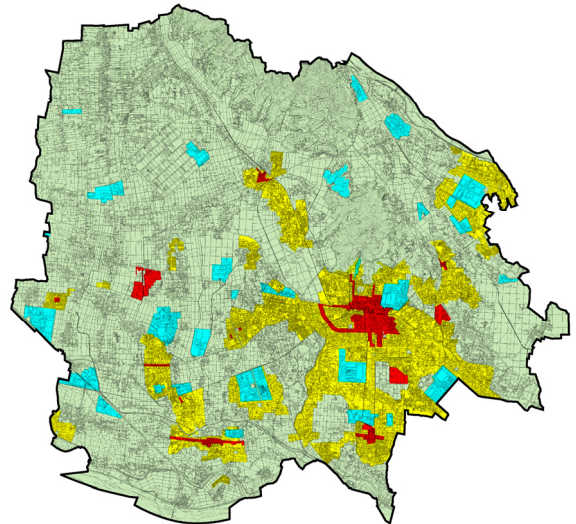
A. 建築物

土地利用の景観類型ごとに、本市全域を対象とする共通基準として、「土地利用の景観形成基準」を定めています。さらに、景観資源の景観類型ごとに、土地利用の景観形成基準に上乗せする特別基準として、「景観資源の景観形成基準」を定めています。

景観形成基準の構成

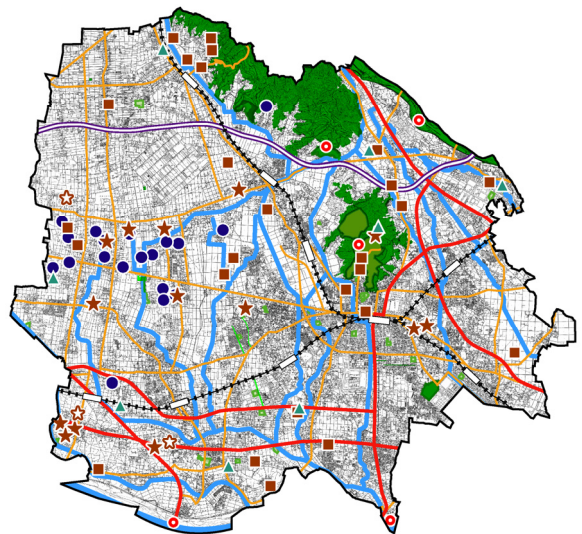
土地利用の景観形成基準 (共通基準)

- ① 田園景観
- ② 住宅地景観
- ③ 商業地景観
- ④ 工業地景観



景観資源の景観形成基準 (特別基準)

- ⑤ みどりの景観
 - 森林・丘陵地
 - 都市公園・緑地
 - その他の公園
 - 文化財（天然記念物）
- ⑥ 水辺景観
 - 河川・水路
 - 湧水地・池沼
- ⑦ 眺望景観
 - 眺望点
- ⑧ 沿道・沿線景観
 - 高速道路
 - 県道
 - 国道
 - 鉄道
- ⑨ 歴史・文化景観
 - 国指定文化財（建造物・史跡）
 - 国登録文化財（建造物）
 - 県・市指定文化財（建造物・史跡）



B. 工作物

原則として、建築物に準ずるものとします。

C. 開発行為

全市共通で、景観形成基準を定めています。

D. 土地の形質の変更

開発行為に準ずるものとします。

E. 物件の堆積

全市共通で、景観形成基準を定めています。

【景観形成基準の例】

⑤ みどりの景観【形態・意匠】

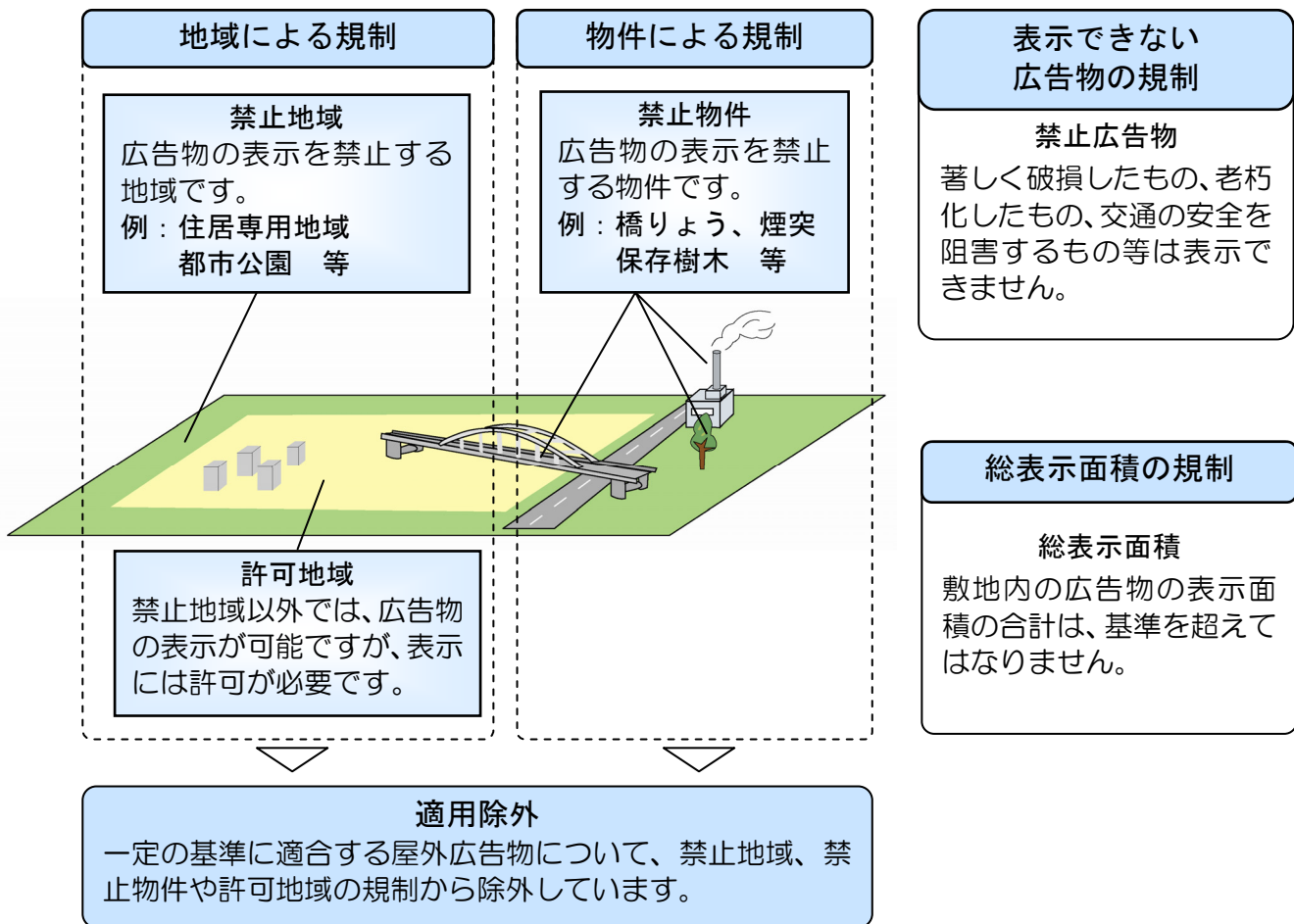
・公園・緑地などからの眺めに配慮した形態・意匠・色彩とする。



3. 屋外広告物に関する規制・誘導

屋外広告物の表示または設置にあたっては、景観計画に基づき、周辺の景観との調和に十分配慮することが必要になります。

なお、本市内において一定の表示面積を超える広告塔、広告板、壁面広告などを屋外に表示または設置する場合は、屋外広告物条例に基づく許可または届出が必要です。広告物の規制には、地域による規制、物件による規制、表示できない広告物の規制、総表示面積の規制などがあります。



4. 景観重要建造物の指定と管理

道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができ、以下のいずれかに該当する建造物のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについては、所有者と協議し、景観重要建造物に指定します。

市及び所有者などは、協働による景観重要建造物の適切な保全・管理を行います。

- 1 歴史的・文化的意義のある建造物
- 2 地域における生活や生業が表れた地域固有の建造物
- 3 地域のシンボルとして市民に親しまれている建造物
- 4 景観づくりに先導的な役割を担う建造物



景観重要建造物のイメージ
(旧金山図書館)

5. 景観重要樹木の指定と管理

道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができ、以下のいずれかに該当する樹木のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについては、所有者と協議し、景観重要樹木に指定します。

市及び所有者などは、協働による景観重要樹木の適切な保全・管理を行います。

- 1 歴史的・文化的意義のある樹木
- 2 特徴的な樹容の樹木
- 3 地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木



景観重要樹木のイメージ
(金山の大ケヤキ)

6. 景観重要公共施設の指定と整備

本市では、公共施設（道路、河川、公園など）のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものを、景観重要公共施設に指定し、景観に配慮した整備を行います。

□ 重点的な景観づくり

(景観計画 第4章)

1. 景観形成重点地区の指定

特に良好な景観づくりを図る必要がある地区における取組みを推進するため、「景観形成重点地区」を指定し、地区の特性を活かした重点的な景観づくりを推進します。

景観形成重点地区では、地区独自の届出制度やガイドラインに基づき、地区の特性に応じた建築物・工作物等のきめ細かな規制・誘導を行います。また、景観重要建築物・樹木、景観重要公共施設などを活用して、地区の景観資源を活かした景観づくりを推進します。



景観形成重点地区
指定検討候補地
(丸山宿)

2. ガイドラインの作成

色彩や公共施設、屋外広告物などのテーマごとや地域ごとに、きめ細かい景観形成のルールを定めた「景観形成ガイドライン」を作成します。

ガイドラインは、市民や事業者が、本市の目指す景観のイメージを共有して、創意工夫を図りつつ取り組めるよう、イラストや写真による具体的な解説などを用いて、地域やテーマごとの目指す景観の方向性やルールをきめ細かく、かつ、わかりやすく示します。

1. 市民・事業者の景観づくりの参画・支援

○ 市民・事業者による景観づくりの取組み支援 ○

市民・事業者による景観づくりの取組みを効果的に支援するため、景観講演会、表彰制度、支援・助成制度などの取組みを推進します。

○ 景観ボランティア制度の創設 ○

市民と行政とが協力して良好な景観づくりを推進するため、景観パトロールや監視活動などの住民主体のボランティア活動を支援する景観ボランティア制度を創設します。

○ 景観アドバイザー制度の創設 ○

景観に関する優れた見識を有し、とりわけ本市の景観を良く知る学識経験者や専門家を「景観アドバイザー」として選任します。景観アドバイザーは、市民や事業者、市の取組みに対して、技術的な助言や指導をします。

○ 協定制度の活用・検討 ○

市民が、地域で景観づくりのためのルール（協定）を定め、そのルールを将来にわたって守り続けていくための仕組みとして、法に基づく景観協定があります。本市では市民による景観協定制度の活用を支援します。また、市民が取り組みやすい本市独自の身近な景観づくりを支援する協定制度を検討します。

2. 計画的な景観づくりの推進

○ 景観審議会の運用 ○

本市の景観づくりについて、様々な視点から検討を行う第三者機関として、景観審議会を設置します。

○ 景観計画の見直し・拡充 ○

景観計画は、“つくって終わり”の計画ではなく、景観づくりの進捗状況に応じて適宜見直し、拡充する必要があります。

そのため、届出制度の運用状況の評価、地域における景観づくりの進捗状況を踏まえ、景観形成ガイドラインの作成、規制・誘導の仕組みや計画の推進体制などの充実を図ります。

また、住民発意による景観計画の提案を支援するための仕組みを整備するほか、市民・事業者の景観づくりの活動支援の枠組みを充実し、市民・事業者・行政の協働のもと、さらなる良好な景観づくりへとつなげていくよう努めます。



問い合わせ 太田市 都市計画課

T E L 0276-47-1839 F A X 0276-47-1883

Eメール 030300@mx.city.ota.gunma.jp

住 所 〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

※太田市景観計画の本文は、都市計画課、市政情報コーナー、市内図書館及び都市計画課ホームページでご覧になれます。